

■ご用意して頂く書類や提出方法

下記の表で、ご自身の提出書類をご確認ください。 ※提出書類はページを崩さず、「冊子のままの状態」でご提出ください。

書類の名称(すべて原本)	対象者	必要書類の提出方法
【源泉徴収票】前職源泉徴収票 (令和7年分)貼付台紙	令和7年中に 他社で収入がある方。 (乙欄、丙欄適用を除く)	貼付スペースにホチキスで留めてください。 ※既に勤務先に提出されている方は、 今回改めて提出の必要はありません。
令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	全員記入が必要です。	(1)障害者控除申告をする場合…障害者手帳 に記入されている障害の内容と対象者が 確認できる面のコピー (2)申告者が勤労学生の場合…学生証など 在学を証明できる書類のコピー ⇒貼付スペースにホチキスで留めてください。 (3)非居住者を扶養に入れる場合…「親族関係書類」「送金関係書類」 ⇒添付スペースにホチキスで留めてください。
令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	基礎控除申告書は、 全員記入が必要です。 配偶者控除申告書、 特定親族特別控除申告書、 所得金額調整控除申告書は、 該当する方は記入が必要です。 ※詳細はP4～5参照	
令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	全員記入が必要です。	
令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険・損害(地震)保険・ 社会保険料などの申告がある方。	貼付スペースに保険料控除証明書をホチキ スで留めてください。
【住宅借入金等特別控除申告書・ 残高証明書】 表: 申告書・証明書 チェック欄 裏: 申告書・証明書 貼付台紙	住宅ローン控除の申告があり、 初年度の確定申告を済 ませ、申告書が届いた方。	表の質問事項にご回答いただき、申告書・残 高証明書・(借換をしている場合)当初借りて いたローンの最終残高がわかる書類を裏の 添付スペースにホチキスで留めてください。

■令和7年 扶養控除等(異動) 申告書について

令和5年から、扶養控除の適用要件が一部変わりました。

以下に該当する方は、ご一読をお願いします。

- ①令和7年に非居住者を扶養する。
- ②令和7年に扶養する親族が、所得に退職手当等を含む。

①令和7年に非居住者を扶養する。
⇒令和5年から、30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族は、適用要件を満たす必要があります。
また、「30歳以上70歳未満で留学生」の場合は、留学ビザ相当書類の提出が必要です。

年齢	適用要件	提出が必要な書類
16歳以上30歳未満 または70歳以上	左記年齢に該当している場合	親族関係書類および送金関係書類(1円以上の送金)また、その日本語訳
30歳以上70歳未満	留学生である場合	親族関係書類、留学ビザ相当書類および送金関係書類(1円以上の送金)また、その日本語訳
	障がい者である場合	親族関係書類および送金関係書類(1円以上の送金)また、その日本語訳 障害者手帳コピーまたは、障害者手帳に代わる程度がわかるもの
	38万円以上の送金を受けている場合	親族関係書類および送金関係書類(計38万円以上送金している) ※令和7年の年末調整業務実施時に提出してください

②令和7年に扶養する親族が、所得に退職手当等を含む。
⇒令和5年から扶養控除等(異動) 申告書下部に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄が追加されました。
退職手当等の収入が見込まれる配偶者・扶養親族がいる場合は、退職所得を除いた所得金額を令和7年中の所得の見積額へ記入してください。
※退職所得の計算方法は勤続年数で変動するため、詳細は税務署へお尋ねください。

正しくご記入の上
必ず締切日までに
ご提出ください

年末調整のご案内

① 年末調整について

- 1. 年末調整は今年1年間の所得税を確定する大切な計算です。
年末調整とは、1年間に給与から天引きされた所得税の総額と、実際に納めるべき税額との差額を精算するために会社が行う手続きのことです。
- 2. 年末調整をした人で確定申告が必要なケースがあります。
以下、主な例です。 詳細は税務署へお尋ねください。
 - ・医療費控除を受けたい ・今年住宅を購入したので住宅借入金等特別控除(初年度)を受けたい
 - ・保険料控除の証明書が年末調整に間に合わなかった など

② 年末調整申告書類の記入等について

- 1. 年末調整申告書類の冊子は、確定申告の有無に関わらず、必ずご提出ください。
「冊子のままの状態」で必ずご提出ください。
※未記入のページがあっても抜き取らないでください。
- 2. 扶養内で働いている方も必ずご提出ください。
ご自身の給与に対する所得税額の精算手続きとなりますので、必ず年末調整が必要です。
- 3. 年末調整申告書類の冊子は、(申告書+添付台紙)で構成されています。
扶養控除等(異動) 申告書、基礎控除申告書は必ず内容のご確認・ご記入をお願いします。
その他の申告書類については、該当する方はご確認・ご記入ください。
※貼付台紙にはチェック項目が記載されています。確認の上、必ず記入をお願いします。
※この「年末調整のご案内」の裏表紙(P12) も併せてご確認をお願いします。
- 4. 申告書類への記入・修正について、必ず以下をご一読ください。
 - 申告書に印字されている情報を修正する場合
黒ボールペンで、修正箇所にも二重線を引き、正しい情報を余白にご記入ください。消えるペンは使用不可。
 - 申告書の空欄に新たに情報を追記する場合
黒ボールペンでご記入ください。消えるペンは使用不可。

Q & A よくある質問

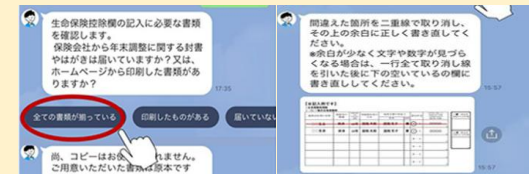
- Q 1 : 誤った内容を記入しました。修正は可能ですか。
A 1 : 修正は可能です。黒ボールペンを使い、修正箇所にも二重線を引き、修正・追記をお願いします。訂正印は不要です。
- Q 2 : 提出期限までに必要書類(例: 保険料控除証明書) が揃いません。
A 2 : 間に合わなかった書類については、ご自身で確定申告をしてください。
- Q 3 : 申告書に押印欄がありませんが、押印は必要ですか。
A 3 : 令和3年の税制改正により、**申告書への押印は不要となりました。**
- Q 4 : 12月に結婚予定。新姓・旧姓のどちらを記入すればよいですか。
A 4 : 令和7年12月31日時点の姓名をご記入ください。
- Q 5 : 近日中に引っ越し予定。記入すべき住所はいつ時点の住所ですか。
A 5 : 令和7年12月31日時点の住民票記載住所をご記入ください。

③ 不明点の確認はチャットボットをご利用ください

24時間いつでも会話形式で、チャットボットがご案内します。

- 特徴① QRコードを読み込むだけで簡単に利用可能です。
- 特徴② 難しいことは考えず、案内に従うだけで記入が完了。
- 特徴③ 記入例が表示されるので迷わず記入できます。

チャットボットは、申告書冊子表紙の中段にあるQRコードを、
携帯電話のカメラ機能で読み込むことで簡単にご利用できます。



令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【記入例】
※令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記入方法も併せて説明しています※

※令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 の記入方法も併せて説明しています※

申告書への修正・追記は黒ボールペン使用

[illegible]

○チャットボットをお使いいただけると、より詳しく書き方をご案内できます※詳細は1ページ下部に記載されております

各項目 記入ポイント（左下の記入手順と一緒にご確認ください）

	項目	令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(当年分)	令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(翌年分)
2	配偶者の所得額95万円以下	以下両方に記入してください。 ・[A 源泉控除対象配偶者]欄 ・[令和7年分給与所得者の配偶者控除等申告書※次ページ参照] ※配偶者の所得が0円の場合も必要事項を記入が必要になります。	[令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書]の [A 源泉控除対象配偶者]欄へ記入してください。
	所得額95万円超133万円以下	以下の申告書(※次ページ参照)へ記入が必要です。 ・[令和7年分給与所得者の配偶者控除等申告書※次ページ参照] ※[A 源泉控除対象配偶者]に配偶者の印字があった場合は二重線を引き 削除してください。	[令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書]の [A 源泉控除対象配偶者]欄には記入できません。 ※申告書に配偶者の印字があった場合は、二重線を引き削除してください。
	所得額133万円超	控除対象外のため、記入できません。 扶養控除等(異動)申告書と[令和7年分給与所得者の配偶者控除等申告書 ※次ページ参照]の両方を確認し、配偶者の印字があった場合は二重線を引 いて削除してください。	[令和8年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書]の [A 源泉控除対象配偶者]欄には記入できません。 ※申告書に配偶者の印字があった場合は、二重線を引いて削除してくだ さい。
	※申告者本人の所得額が900万円超	[A 源泉控除対象配偶者]欄の対象外となります。 申告者本人の所得額が1,000万円以下で、配偶者の所得額が133万円以 下の場合、[令和7年分給与所得者の配偶者控除等申告書]に記入すること ができます。	[A 源泉控除対象配偶者]欄の対象外となります。
3	控除対象扶養親族の対象者について	16歳以上 平成22年1月1日以前生まれ。 所得額58万円以下。	16歳以上 平成23年1月1日以前生まれ。 所得額58万円以下。
	70歳以上の対象者について	・昭和31年1月1日以前生まれ。 ・所得額58万円以下。 同居であれば[同居老親等]の□にチェックを入れてください。 それ以外の場合は[その他]の□にチェックを入れてください。	・昭和32年1月1日以前生まれ。 ・所得額58万円以下。 同居であれば[同居老親等]の□にチェックを入れてください。 それ以外の場合は[その他]の□にチェックを入れてください。
	19歳以上23歳未満の対象者について	・平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ。 ・所得額58万円以下。 [特定扶養親族]の□にチェックを入れてください。	・平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ。 ・所得額58万円以下。 [特定扶養親族]の□にチェックを入れてください。
	非居住者を扶養される場合	令和5年から適用条件が改正になっております。 詳細はこの冊子の裏表紙(P12)をご覧ください。	・令和8年中の所得の見積額が58万円超100万円以下であれば [特定親族]の□にチェックを入れてください
障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生	障害者控除について	申告者本人や同一生計配偶者(所得が58万円以下の方のみ)および扶養親族(16歳未満の方も含む)が所得税法上の障害者に当てはまる場合に対象とな ります。※詳細は申告書裏面4⑨～⑫をご確認ください。(令和8年は申告書裏面4⑪～⑫) [C-1障害者]に必要事項を記入し、[障害者手帳・学生証貼付台紙]に障害者手帳のコピーを添付してください。	
	寡婦・ひとり親について	申告者本人の合計所得金額が500万円以下で、要件に該当する方が対象となります。 ※詳細は申告書裏面4⑪～⑫をご確認ください。(令和8年は申告書裏面⑬～⑭) [C-2寡婦、ひとり親]に必要事項を記入してください。	
	申告者本人が勤労学生の場合	合計所得金額が85万円以下であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合対象となります。 ※詳細は申告書裏面4⑬をご確認ください。 [C-3勤労学生]に必要事項を記入し、[障害者手帳・学生証貼付台紙]に在学を証明できる証明書のコピーを添付してください。	
6	○住民税に関する事項 ※退職手当等を有する配偶者・扶養親族について	令和5年から、退職手当等を有する配偶者、扶養親族の記入が必要となっております。 詳細はこの冊子の裏表紙(P12)をご覧ください。	

記入手順

上の図を参考に、申告書を記入してください。追記や印字内容の修正は黒ボールペンを使用してください。

所得額の計算(扶養の範囲内)は、右の「◎所得額の計算方法◎」を参考にしてください。

※所得がない場合は、所得の見積額の欄には「0」を記入してください。

収入・所得が未記入の際は0円とみなします。

※印字されている扶養親族に異動があった場合は「異動月日及び事由」欄に記入が必要です。

申告者本人の情報確認	
1	氏名・生年月日・住所(令和7年12月31日時点)等の情報が正しく印字されているかご確認ください。 ※令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の場合は、令和8年1月1日時点。 確認後、配偶者・扶養親族がいない方は次ページ以降の申告書へ進んでください。 ※障害者・勤労学生・寡婦・ひとり親の方は④のC欄の記入も必要です。
A 源泉控除対象配偶者	
2	源泉控除対象配偶者の「氏名・生年月日・当年中の見積額・住所」を確認しご記入ください。 ●非居住者に該当する場合は○をご記入ください。 ※右ページの各項目記入ポイントもご確認ください。所得額に関する説明があります。
B 控除対象扶養親族(16歳以上)	
3	扶養親族の「氏名・続柄・生年月日・当年中の見積額・住所」を確認しご記入ください。 ●16歳未満の扶養親族の方は、申告書下部16歳未満の扶養親族欄へご記入ください。 ※右ページの各項目記入ポイントもご確認ください。扶養の対象者について説明が書いてあります。
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 (C欄)	
4	該当する場合、記入が必要です。 ※詳細は右ページの各項目記入ポイントをご確認ください。
16歳未満の扶養親族	
5	16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)の扶養親族がいる場合、ご記入ください。 ※令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の場合は、平成23年1月2日以降生まれ。
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	
6	退職手当等の収入が見込まれる配偶者または扶養親族がいる場合、ご記入ください。

◎所得額の計算方法◎

給与収入の場合・・・(扶養対象…収入額が123万円以下)

「年間収入」- 65万円 = 所得額

65歳以上の年金収入の場合・・・(扶養対象…収入額が168万円以下)

「年金収入」- 110万円=所得額

65歳未満の年金収入の場合・・・(扶養対象…収入額が118万円以下)

「年金収入」- 60万円 = 所得額

- 扶養親族や源泉控除対象配偶者に該当するかは、収入額（例：給料）ではなく、「**合計所得金額（所得額）**」を算出した上で判定します。
 - 給与と収入もしくは公的年金収入のみで、カッコ内の収入額であれば、「**所得額58万円以下**」となります。 ※上の（扶養対象・・・）を参照。
- 例：給与と収入が100万円の場合 100万円(収入)－65万円＝35万円(所得額)

配偶者について

配偶者の場合、所得額の判断基準が扶養親族とは異なります。

詳細は右上の、各項目記入ポイントをご確認ください。

た、給与所得の計算は、基礎控除申告書下部の【表①】給与所得額の計算表、又は4ページ記載の「①給与所得額の計算について」をご確認いただき、計算してください。

遺族年金・失業保険給付金・障害年金は所得には含まれません。

Q&A よくある質問

Q1：年内に支払われる給与の金額がまだ確定していないため、1年間の収入額が分かりません。
A1：毎月の給与や、昨年11月・12月の給与を参考に、令和7年中の見積額を記入してください。

Q2：扶養親族を追加したいです。

A2：黒ボールペンで記入してください。記入欄に収まらない場合は余白にご記入ください。

Q3：印字されている扶養親族を扶養から外したいです。

A3：黒ボールペンで二重線を引き、異動月日及び事由に理由をご記入ください。

Q4・扶養親族の所得を証明する書類は必要ですか。

A4：いいえ、ご提出は不要です。

Q5・同居していない家族を扶養に入れることは可能ですか。

A5・所得額が58万円以下で、生計を一にしている場合(例・仕送りをしている)は可能です。

06・非居住者とは、どのような意味ですか

A6：日本以外の国で暮らしている親族のことを指します ※詳細は由告書裏面2(7)参照

Q7・非居住者の証明書類は何が必要ですか

A7：以下の3種類です ※外国語で記載されている場合は日本語訳文を付けてください

(1) 親族関係書類

- ・日本政府や地方公共団体が発行した「パスポート」の写しや「戸籍の附票の写し」等の**原本**

- ・外国政府や外国地方公共団体が発行した「氏名・生年月日・住所が記入されている」書類の**原本**

(2) 送金関係書類

あなたが、非居住者である親族1人1人に生活費や教育費のために送金・支払いをしたことがわかる書類を提出する。（例）①「贈与税」の申告書（確定申告書）に添付した書類または②「所得

！ 申告書への修正・追記は黒ボールペン使用

This is a detailed Japanese tax form for the 2023 tax year, specifically for the "Special Provisions for Spouse's Special Allowance" (特例控除). The form is divided into several sections, each with a numbered red circle (1-10) indicating key areas for review or calculation.

Section 1: Basic Information

- 1** (Spouse's Name): 花子 (Hanako)
- 2** (Spouse's Address): 宮城県仙台市青葉区〇×町2丁目10-28
- 3** (Spouse's Tax Status): 配偶者 (Spouse)
- 4** (Spouse's Date of Birth): 55年9月1日
- 5** (Spouse's Tax Status): 配偶者 (Spouse)

Section 2: Income and Deductions

- 6** (Spouse's Income): 9,000,000 yen
- 7** (Spouse's Deductions): 7,050,000 yen
- 8** (Spouse's Total Income): 7,050,000 yen
- 9** (Spouse's Total Income): 7,050,000 yen

Section 3: Special Provisions for Spouse's Special Allowance

- 10** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 11** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 12** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 13** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 14** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 15** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 16** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 17** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 18** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 19** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 20** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 21** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 22** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 23** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 24** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 25** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 26** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 27** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 28** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 29** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 30** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 31** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 32** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 33** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 34** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 35** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 36** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 37** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 38** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 39** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 40** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 41** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 42** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 43** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 44** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 45** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 46** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 47** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 48** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 49** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 50** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 51** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 52** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 53** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 54** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 55** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 56** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 57** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 58** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 59** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 60** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 61** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 62** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 63** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 64** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 65** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 66** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 67** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 68** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 69** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 70** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 71** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 72** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 73** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 74** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 75** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 76** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 77** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 78** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 79** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 80** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 81** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 82** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 83** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 84** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 85** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 86** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 87** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 88** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 89** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 90** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 91** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 92** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 93** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 94** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 95** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 96** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 97** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 98** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 99** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen
- 100** (Spouse's Special Allowance): 580,000 yen

参考:各種計算方法について

給与の収入金額	給与所得の㉔の金額
1円以上から 650,999円以下	0円＝㉔
651,000円以上 1,899,999円以下	㉔＝650,000円＝㉔
1,900,000円以上 3,599,999円以下	手順①…㉔÷4(千円未満切捨て)＝㉔ → 手順②…㉔×2.8－80,000円＝㉔
3,600,000円以上 6,599,999円以下	手順①…㉔÷4(千円未満切捨て)＝㉔ → 手順②…㉔×3.2－440,000円＝㉔
6,600,000円以上 8,499,999円以下	㉔×0.9－1,100,000円＝㉔
8,500,000円以上	㉔－1,950,000円＝㉔

① 給与所得額の計算について

右の表は所得額の計算に用いる計算表です。
この表をもとにご自身の、所得金額を計算してください。

(計算例) 給与収入が900万円 の場合

「8,500,000円」に該当

↓
 ㊤900万円-195万円=㊤705万円

↓
「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」
7,050,000円

② 雑所得(公的年金)の必要経費等⑥の計算について

左の表は「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合」の計算表です。

この表をもとに必要な経費等⑥を求め、所得金額を計算してください。

※その他の雑所得の計算や詳細については、「国税庁 年末調整」などで検索し、国税庁ホームページをご確認ください。

(計算例) 65歳以上 公的年金収入 350万円の場合

①必要経費等⑥の金額を計算する。
 $350\text{万円} \times 25\% + 27\text{万}5,000\text{円} = 115\text{万円}$ (必要経費等⑥の金額)

② ①で計算した金額を、収入金額から引き、所得金額を計算する。
350万円 - 115万円 = 235万円(所得金額)

年齢	公的年金等の収入金額 ①	※必要経費等②の金額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	①×25%+27万5,000円
	410万円超770万円以下	①×15%+68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	①×5%+145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	①×25%+27万5,000円
	410万円超770万円以下	①×15%+68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	①×5%+145万5,000円
	1000万円超	195万5,000円

記入手順

○チャットボットをお使いいただけますと、より詳しく書き方をご案内できます※詳細は1ページ下部に記載されております

左の図を参考に、申告書を記入してください。追記や印字内容の修正は、黒ボールペンを使用してください。
※収入・所得が未記入の場合は0円とみなします。

基礎控除申告書	
1	氏名や住所の記載内容を確認してください。記載がない、もしくは誤っている場合は追記や修正をしてください。
2	「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に、あなたの年間所得の見積額を計算しご記入ください。その金額をもとに、「判定1」欄を確認してください。 (給与所得の見積額は、基礎控除申告書下部の【表①】給与所得額の計算表、又は4ページ記載の「①給与所得額の計算について」をご確認いただき、計算してください。) ▼「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」が900万円超の場合は、以下もご確認ください。 ※「判定1」欄は、●控除額の計算をご確認いただき、申告者本人が当てはまる口にチェックを記入してください。 ※「区分Ⅰ」欄は、(A)とあらかじめ印字されています。(B)、(C)に該当する場合は、修正してください。 ※2,500万円超の場合は、控除対象外のため、「区分Ⅰ」欄と「基礎控除の額」欄には、二重線を引いてください。 ※「基礎控除の額」欄には、「判定1」欄をもとに、該当する金額を確認しご記入ください。
配偶者控除等申告書	
3	※「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」が1,000万円超、または「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」が133万円超の方は、配偶者控除対象外のため記入できません
3	配偶者の氏名・生年月日の記載内容を確認してください。記載がない、もしくは誤っている場合は追記や修正をしてください。
4	以下に該当する場合、記入が必要になる欄です。ご一読ください。 ・申告者本人と配偶者の住所又は居所が異なる場合は、配偶者の住所又は居所をご記入ください。 ※住所又は居所が申告者本人と同じ場合は記入不要です。 ・配偶者が70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の場合は、「老人控除対象配偶者」欄へ○印をご記入ください。 ・配偶者が日本以外の国に住み始めて1年以上になる場合は、「非居住者である配偶者」欄へ○印をご記入ください。 「非居住者である配偶者」欄へ○印を記入した場合は、「生計を一にする事実」欄へ令和7年中に配偶者へ送金した金額の合計額をご記入ください。
5	「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に、配偶者の年間所得の見積額を計算しご記入ください。 (給与所得の見積額は、基礎控除申告書下部の【表①】給与所得額の計算表、又は4ページ記載の「①給与所得額の計算について」をご確認いただき、計算してください。) 「判定2」欄の①～④のいずれに該当するか確認の上、口にチェックを入れ、「区分Ⅱ」欄へその番号をご記入ください。 【表②】控除額の計算表は、「基礎控除申告書の区分Ⅰ」欄と「配偶者控除等申告書の区分Ⅱ」欄の両方を参照し、該当する控除額をご確認ください。 (例)区分Ⅰが①、区分Ⅱが②の場合…配偶者控除 380,000円に該当。 確認した控除額を、「配偶者控除の額」欄、もしくは「配偶者特別控除の額」欄へご記入ください。※どちらに該当するか、【表②】内の「摘要」で確認できます。
特定親族特別控除 令和7年より創設	
6	以下に該当する場合、控除が適用されます。 申告者本人と生計を一にしている特定親族がいる場合、そのひとりにつき所得金額に応じて適用されます。控除額については、7をご確認ください。 ※特定親族とは、19歳以上23歳未満(平成15年1月2日生まれから平成19年1月1日生まれ)で、合計所得58万円超123万円以下の親族(配偶者等除く)
7	控除額は所得に応じて3万円～63万円(例: 58～85万円 → 63万円)となりますので、「●控除額の計算」から控除対象者の控除額をご記入ください。



所得金額調整控除申告書は記入できる条件があります。
年末調整の対象となる給与の収入金額が**85万円超**で、かつ**要件①～④のいずれかに該当する**ことが条件です。
※要件①～④については、所得金額調整控除申告書をご確認ください。

所得金額調整控除	
8	あなたの令和7年中の給与の収入金額が850万円超である。に該当する場合は、口にチェックを入れてください。 ※この印が記入できない場合、所得金額調整控除の対象となりませんので、所得金額調整控除申告書の記入は不要です。
9	要件①～④のいずれかに該当する場合、該当する要件の口にチェックを入れてください。 ※これらのいずれかに印が記入できない場合、所得金額調整控除の対象となりませんので、所得金額調整控除申告書の記入は不要です。
10	要件に応じて、「☆扶養親族等」欄や「★特別障害者」欄へご記入ください。 ※記入が必要な欄は、所得金額調整控除申告書内の要件欄をご確認ください。

Q&A よくある質問

Q1:今年中に支払われる給与の金額がまだ確定していないため、1年間の収入額が分かりません。
A1:毎月の給与や、昨年11月・12月の給与を参考に、**令和7年中の見積額**を記入してください。

Q2:配偶者控除等申告書に記入できる条件を知りたいです。
A2:以下①と②の条件を両方満たすとき、配偶者控除等申告書へ記入できます。
① 申告者本人の合計所得額が1,000万円以下 ② 配偶者の合計所得額が133万円以下

Q3:扶養控除等（異動）申告書に配偶者を記入しました。配偶者控除等申告書にも記入は必要ですか。
A3:記入が必要です。

Q4:非居住者とは、どのような意味ですか。
A4:日本以外の国で暮らしている親族のことを指します。※詳細は申告書裏面2-2(3)参照。

Q5:非居住者の証明書類は何が必要ですか。
A5:親族関係書類と送金関係書類です。詳細は3ページのQ&A：Q7をご確認ください。

Q6:所得金額調整控除の要件に、複数該当します。
A6:いずれか 1 つの要件について、チェックをつけ記入することで差し支えありません。

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書【記入例】

申告には**令和7年発行の保険料控除証明書の原本**が必要です。 **証明書の余白欄に「社員番号・本人氏名」を記入し、** 保険料控除申告書証明書類 貼付台紙(1か2)に原本がなるべく重ならないようホチキスで留めてください。

令和 7 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

税務局コード： _____

所属番号： _____

返却番号： _____

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)
	給与の支払者の 法人番号
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)

この申告書の提出を受け付け給与の支払者(個人)は認めます。3月15日までにしてください。

フリガナ あなたの氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎
あなたの住所 又は居所	宮城県仙台市青葉区〇×町2丁目10-28

1.生業保険料控除
1-(1)一般の生命保険料

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の文書 の支払	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新市区分	本年中に支払った 保険料等の金額 分配割合等 の金額	支払った 保険料等の金額
〇〇生命	医療	10年	国税太郎	国税花子	㊤・㊦	120,000	円
〇〇生命	医療	10年	国税太郎	国税花子	新・㊦	115,000	円
					新・㊦		円
							円

A B C D E F G

A 新一般生命 保険料の合計額	120,000
B 旧一般生命 保険料の合計額	115,000

2.地震保険料控除

保険会社等 の名称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の契約者の氏名 又は旧長期 に支払った 保険料等の金額	地震保険料 控除の金額	本年中に支払った 保険料等の金額 分配割合等 の金額	支払った 保険料等の金額
〇〇保険	地震保険 (建物)	2年	国税太郎 国税太郎	① 地震 30,000 ② 旧長期損害 保険料の合計額	30,000	円
						円

H I J K L M

H ~ Mは右の保険料控除証明書(例)と対応しています。
記入箇所確認の参考にしてください。

A ~ Gは右の保険料控除証明書(例)と対応しています。
記入箇所確認の参考にしてください。

1-(2)介護医療保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の文書 の支払	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新市区分	本年中に支払った 保険料等の金額 分配割合等 の金額	支払った 保険料等の金額
〇〇保険	終身	10年	国税太郎	国税花子		60,000	円
							円
							円

C 介護医療 保険料の合計額	60,000
-------------------	--------

3.社会保険料控除

社会保険 の種類	保険料を支払 先氏名	保険料を負担する こととなる 氏名	あなたが本年中に 支払った保険料の金額	社会保険料控除の合計額
国民年金	日本年金機構	国税太郎	80,370	135,240
国民健康 保険	仙台市	国税太郎	54,870	うち国民年金と 国民年金基金の合計額
				80,370

1-(3)個人年金保険料

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の文書 の支払	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新市区分	本年中に支払った 保険料等の金額 分配割合等 の金額	支払った 保険料等の金額
〇△保険	確定年金	10年	国税太郎	国税花子	㊤・㊦	240,000	円
							円
							円

D 新個人年金 保険料の合計額	240,000
E 旧個人年金 保険料の合計額	

4.小規模企業共済等掛金控除

種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	94,500
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	

保険料控除額計算欄 (記入不要)

計算式(1)により計算した金額	計算式(2)により計算した金額	計算式(3)により計算した金額	計算式(4)により計算した金額
① ①(1) + ②(1) + ③(1) + ④(1) + ⑤(1) + ⑥(1) + ⑦(1) + ⑧(1) + ⑨(1) + ⑩(1) + ⑪(1) + ⑫(1) + ⑬(1) + ⑭(1) + ⑮(1) + ⑯(1) + ⑰(1) + ⑱(1) + ⑲(1) + ⑳(1) + ㉑(1) + ㉒(1) + ㉓(1) + ㉔(1) + ㉕(1) + ㉖(1) + ㉗(1) + ㉘(1) + ㉙(1) + ㉚(1) + ㉛(1) + ㉜(1) + ㉝(1) + ㉞(1) + ㉟(1) + ㊱(1) + ㊲(1) + ㊳(1) + ㊴(1) + ㊵(1) + ㊶(1) + ㊷(1) + ㊸(1) + ㊹(1) + ㊺(1) + ㊻(1) + ㊼(1) + ㊽(1) + ㊾(1) + ㊿(1)	① ①(1) + ②(1) + ③(1) + ④(1) + ⑤(1) + ⑥(1) + ⑦(1) + ⑧(1) + ⑨(1) + ⑩(1) + ⑪(1) + ⑫(1) + ⑬(1) + ⑭(1) + ⑮(1) + ⑯(1) + ⑰(1) + ⑱(1) + ⑲(1) + ⑳(1) + ㉑(1) + ㉒(1) + ㉓(1) + ㉔(1) + ㉕(1) + ㉖(1) + ㉗(1) + ㉘(1) + ㉙(1) + ㉚(1) + ㉛(1) + ㉜(1) + ㉝(1) + ㉞(1) + ㉟(1) + ㊱(1) + ㊲(1) + ㊳(1) + ㊴(1) + ㊵(1) + ㊶(1) + ㊷(1) + ㊸(1) + ㊹(1) + ㊺(1) + ㊻(1) + ㊼(1) + ㊽(1) + ㊾(1) + ㊿(1)	① ①(1) + ②(1) + ③(1) + ④(1) + ⑤(1) + ⑥(1) + ⑦(1) + ⑧(1) + ⑨(1) + ⑩(1) + ⑪(1)	

! 保險料控除證明書(例) + 注意事項

令和7年分 生命保険料控除証明書(例)

証明日 令和7年10月7日

契約者 国税 太郎 様

契約番号 123456789 **保険料払込期間** 10年 **保険種類** 医療保険 **契約日** ○年○月○日

保険受取人 国税 花子 **払込方法** 月払

一般 (新制度)	一般生命保険料	配当金	一般証明額
	100,000円	0円	100,000円
一般 (旧制度)	一般生命保険料	配当金	一般証明額
	100,000円	5,000円	95,000円
介護医療	介護医療保険料	配当金	介護医療証明額
	0円	0円	0円
個人年金 (新制度)	個人年金保険料	配当金	個人年金証明額
	0円	0円	0円

＜ご参考＞本年中に12月分までお振り込みの場合は下記金額を申請ください

一般 (新制度)	一般生命保険料	配当金	一般申告額
	120,000円	0円	120,000円
一般 (旧制度)	一般生命保険料	配当金	一般申告額
	120,000円	5,000円	115,000円
介護医療	介護医療保険料	配当金	介護医療申告額
	0円	0円	0円
		配当金	個人年金申告額
			0円

本年中に12月分までの保険料をお支払いする予定がある方は、**証明書の(ご参考)欄の金額を申告してください。**

○年○月○日

本年中に12月分までの保険料をお支払いする予定がある方は、**証明書の**
(ご参考) 欄の金額を申告してください。

遺族年金
失業保険給付金
障害年金

年末調整の
保険料控除申告の
対象外となります。

令和7年分 地震保険料控除証明書(例)

保険受取人	国税 太郎	K
証券番号	12345678	
保険種類	地震保険	I
保険の対象	建物	
保険期間	令和7年1月1日から2年間(地震保険)	J
控除対 保険料	30,000円	M
	上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。	L
	証明日 令和7年10月1日	
	☐ 保険	H

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する場合は「原本」をご提出ください。「控」「お知らせ」「ご案内」や、コピーの場合は申告できませんのでご注意ください。

[illegible]

記入手順

上の図を参考に、申告書を記入してください。追記や印字内容の修正は、黒ボールペン（消えるペン不可）を使用してください。

申告者本人情報の確認	
1	あなたの氏名、あなたの住所又は居所欄の記載が正しいか確認してください。 ※確認後、保険に加入していない場合は次ページ以降の申告書へお進みください。
1.生命保険料控除	
2	保険料控除証明書をともに、各欄をご記入ください。 ※参考として、1-(1)一般の生命保険料の記入方法は以下の通りです。 A～Gの各欄を、保険料控除証明書をともにご記入ください。 「F新市区分」と「G本年中に支払った保険料等の金額」をともに、保険料の合計額を太枠内にご記入ください。
2.地震保険料控除	
3	H～Mの各欄を、地震保険料控除証明書をともにご記入ください。 「L地震と旧長期の区分」と「M本年中に支払った保険料等の金額」をともに、保険料の合計額を太枠内にご記入ください。 ※1つの証明書の中に「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方が記載されている場合は、どちらか片方を選択しご記入ください。 詳細は申告書裏面の「地震保険料等」をご確認ください。なお、チャットボットでも書き方をご案内しています。 ※申告者本人または生計を一にしている親族が所有し住んでいる場合対象です。
3.社会保険料控除	
4	各欄をご記入ください。国民年金・国民年金基金は証明書をともにご記入ください。 ●給与や公的年金から控除された社会保険料は記入しないでください。 ●国民健康保険料、任意継続の健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は支払を証明する書類の添付は不要です。 支払先の市区町村名、または健康保険組合名を必ずご記入ください。 ●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する場合は原本をご提出ください。「控、お知らせ、ご案内」やコピーは使用できませんのでご注意ください。 ●「社会保険料控除の合計額」は記入した社会保険料全ての支払金額を合計し、ご記入ください。 ●「うち国民年金と国民年金基金の合計額」には、記入した金額のうち、「国民年金」と「国民年金基金」の合計金額をご記入ください。
4.小規模企業共済等掛金控除	
5	証明書等をともにあなたが本年中に支払った掛金の金額をご記入ください。

❗ 保険料控除申告書証明書類 貼付台紙(1 か 2)に、保険料控除証明書の**原本**を添付してください。

Q&A よくある質問

Q1:保険に加入していない場合は、どうすればよいですか。

A1: 申告書の本人欄①の印字内容に相違がないことを確認し、ご提出ください。
印字内容が違っている場合は黒ボールペンで二重線を引き修正してください。

Q2:給与天引きで加入している団体保険は、証明書が必要ですか。

A2:不要です。給与天引きの団体保険は、保険料控除申告書へ事前に印字されています。

Q3:家族名義の保険料・国民年金・国民健康保険を支払っている場合は申告可能ですか。

A3:あなた（申告者本人）が保険料を支払っている場合は申告できます。

Q4:保険料控除証明書はコピーで提出してもよいですか。

A4: いいえ。必ず**原本**をご提出ください。

Q5:「申告予定額のお知らせ」が届きました。年末調整に使用できますか。

A5: 年末調整で利用できる旨が明記されているものは年末調整に使用できます。

保険料控除証明書がまだお手元に届いていない場合は、この「申告予定額のお知らせ」をご提出ください。

正式な保険料控除証明書がお手元に届きましたら、保険料控除証明書の原本を会社のご担当者様へご提出ください。

Q6:保険料控除証明書が届かず、提出期限に間に合わない場合はどうすればよいですか。

A6:提出期限に間に合わない分については、ご自身で確定申告をお願いいたします。

Q7:火災保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか。

A7:基本的に火災保険は対象になりませんが、対象となるかは保険会社へお問い合わせください。

Q8:国民健康保険料や任意継続の健康保険料の「支払先の名称」は、何を記入すればよいですか。

A8:国民健康保険・・・支払先市町村名(東京23区は区名)をご記入ください。

任意継続の健康保険料…支払先の健康保険組合名をご記入ください。

Q9:過去の（もしくは先の）国民健康保険料・国民年金保険料を今年支払いました。

この場合、今年支払った分を、今年申告することは可能ですか。

A9:可能です。※国民年金保険料は、控除証明書や領収書の原本もご提出ください。

！ 初年度の確定申告を令和元年以降に行った場合の様式です。 申告書の様式が異なる方は前ページをご確認ください。

令和7年分 給与所得者の(特別増改築等 兼(特定増改築等)住宅借入金		特別控除申告書 給与の支払者受付 ここには押印 しないでください		
令和7年分か ご確認をお願いします。		社員番号の記入を 忘れずにお願いします 社員番号 1234		
新宿 税務署長	与の支払者の 名称(氏名) 株式会社 ○×商事 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 東京都新宿区○×町 3-2-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなた 氏名 あなたの住所 又は 居所 宮城県仙台市青葉区 ○×町2丁目10-28	世帯主の氏名及びあなたとの続柄(国税太郎・本人) コクセイ タロウ 国税 太郎 ※押印は不要です	
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。				
項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る 借入金等の計算
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	D
新築又は購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 (内、連帯債務による借入金の額)	円 ()	円 ()	円 39,500,000 (39,500,000)	円 ()
住宅借入金等の年末残高 (①のうち単独債務の額＋ ①のうち連帯債務×「連帯債務割合」)	円 ()	円 ()	円 50.00 % 19,750,000	円 ()
②の証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
③×「居住用割合」	円 ()	円 ()	円 (100.00 %) 19,750,000	円 ()
住宅借入金等の年末残高 (④の欄の合計額)	円 (最高4,000万円) 19,750,000	年間所得の見積額 (3,000万円を超える場合は 控除の適用がありません。)	円 7,050,000	
特定増改築等の費用の額 (注2)	円 ()	円 (備考)		
増改築等の費用の額に係る 住宅借入金等の年末残高等 (⑤と⑥の少ない方)(注2)	円 (最高 万円)	円 ()		
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (⑤× 1 %)	円 (100円未満の端数切捨て) (最高 400,000 円)	重複摘要(の特例)を受ける場合の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (注3)	円 (100円未満の端数切捨て) (最高 円)	
	197,500			

改築等) 住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 3 年分の所得税について次のとおり（特別増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

「申告書に印字された住所」と「現在の住所」が異なる場合は理由を欄外に記入してください。

税務署長
単身赴任のため

家屋に関する事項				土地に関する事項			
①居住開始年月日 (特別特定) 令和3年10月31日	㊦取得対価の額 11,000,000 円	㊧居住用割合 100.00 %	㊨連帯債務割合 50.00 %	㊤取得対価の額 12,500,000 円	㊦居住用割合 100.00 %	㊧連帯債務割合 50.00 %	
増改築等に関する事項				㊤特例期間(11年から3年目)(※) における控除限度額 (※)令和13年分～令和15年分 66,600 円			
㊤居住開始年月日	㊦増改築等の費用の額 円	㊧特定増改築等の費用の額 円	㊨居住用割合 %				㊩連帯債務割合 %
年 月 日							
(参考) 適用初年度の控除額 200,000 円		各年度分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。					

記入手順

左の図を参考に、申告書を記入してください。

申告者本人情報の確認欄

- 社員番号を氏名欄の上にご記入ください。
●あなたの氏名・住所(令和7年12月31日時点)をご記入ください。

申告書記入（控除申告書に記入し、申告書の指示に従って計算してください。）

新築または購入された方・・・申告書内の番号①～⑤と⑧を記入してください。
増改築をされた方・・・申告書内の番号D列と⑤、⑧を記入してください。
バリアフリーや省エネ改修など一定の条件を満たすリフォームをされた方・・・上記の他、必要に応じて⑫・⑬も記入して下さい。
※一般の住宅ローン控除の場合は、記入の必要はありません

- 金融機関から送付された**残高証明書**の内容を申告書に転記してください。
残高証明書が2枚以上あり、区分が同じ場合は**合算して**から転記してください。
連帯債務者や借換がある場合は、下記を参考に必要事項の記入や必要に応じて計算をしてから転記してください。

- 控除証明書の「証明事項」(控除申告書の下部に記載されています)の情報を、控除申告書へ転記してください。
- 控除申告書に記入されている各項目の計算式を使用し、申告書⑧の額を算出してください。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	
住宅取得資金の借入 れ等をしている者	宮城県仙台市青葉区〇〇町2丁目10-28 国 税 太 郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高 39,500,000 円 当初金額 令和3 年 7 月 15 日 40,000,000 円
償還期間又は支払期間	令和3 年 7 月からの 25 年 0 月間
居住用家賃の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用等の額	令和2 年 6 月まで 円
(備考)	連帯債務者 国税花子

●連帯債務者がいる場合

控除申告書内①の（内、連帯債務による借入金の額）について
連帯債務による住宅借入金等の年末残高を（ ）内に記入してください。

連帯債務割合について
住宅控除申告書下部に連帯債務割合が記載されているので、それをもとに計算し、申告書内②の該当欄へ記入してください。

証明書・申告書貼付台紙のチェックシートに記入してください。

【住宅借入金等特別控除申告書・残高証明書】 申告書・証明書 チェック欄を確認し、☒印をご記入ください。

8 表

【住宅借入金等特別控除申告書-残高証明書】 申告書・証明書 チェック欄

会社名: 株式会社 ○×商事
社員番号: 1234
氏名: 国税太郎

● 住宅借入金等特別控除の申告をする方は、提出前に下記内容を確認し〇〇チェックと記入をしてください。

☒ 申告書印字の住所と、現在の住所が異なる

次の事項について記入をお願いします。 ※本人または全世帯主にする方が本年 12 月 31 日時点で居住していない場合は、申告することができません。

● 申告の対象となる家屋の現在の住所: **宮城県仙台市青葉区○×小路10番地**

・住所が異なる理由として以下該当する場合、□に該当の字を付けてください。

☒ 専任住居となる一時不在 □ 仮設施設や市区町村合併による住所・地番変更 □ 東日本大震災により対象の家屋に居住できなくなった

● 申告の対象となる家屋に実際に居住しているご家族の情報の情報 氏名: _____ あなたとの続柄: _____

☒ 初回の確定申告以降、ローンの借換えを行った 【注意】借換えを行った場合、借換え翌年以降もチェックが必要になります。

・借換え時の書類は必ずご提出ください（借換え前年の住宅ローン等の残高が分かる書類、コピー）。

借換え計算は下記の金額を使用します。

(A) 借換え直前における当初借付いた住宅ローン等の残高

(B) 借換え後の新たな住宅ローン等の借入時の当初借付

(C) 借換え後の新たな住宅ローン等の年末残高（令和7年の残高証明書の年末残高）

≪本年の年末残高計算≫

(C) 令和7年の残高証明書の
年末残高
(19,756,700)

×

(A) 当初借付いたローンの返済総額
(19,756,700)

(B) 借換え後のローンの当初借入額
(20,000,000)

令和7年の申告書に記入する年末残高

＝ (19,516,360)

※計算結果の小数点以下は四捨五入し、1円単位とする

☒ 連帯債務がある

☒ 連帯債務（申告者本人ではない）が、申告書類の備考欄に割合の記入をした

・連帯債務が持ち付れているローンの残高金額を個人借入したと場合でも住宅借入金等特別控除の連帯債務は認められます。

※初回の確定申告も、令和元年度以降に行われた方は、申告書の様式が少しもの変わっています。

新しい形式は連帯債務割合が分かるように記載されているため、申告書の備考欄・連帯債務割合についての記載は必要ありません。

※提出前に、以下をご確認願います。

□ 右上の「会社名・社員番号・氏名」を記入しましたか。

Q&A よくある質問

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の提出は必須となります

- Q1: 申告書と残高証明書はどこから送付されますか。
A1: 住宅購入後最初の確定申告をされた翌年に、控除できる年度分の申告書が税務署より送付されます。
残高証明書は借入先の金融機関より送付されます。 ※本年は「令和7年分」をご提出ください。
Q2: 今年住宅を購入した場合は、年末調整で申告可能ですか。
A2: いいえ。確定申告をお願いします。
Q3: 住宅ローンの借換をしたがどのように記入すればよいですか。
A3: 申告書貼付用紙の質問事項の「借換前の最終ローン残高」「借換後の当初ローン金額」を記入の上、
計算結果を申告書の①へご記入ください。
また、借換前の残高がわかる証明書（借換直前の残高証明書や返済計算書など）を添付してください。
Q4: 借換前の残高がわかりません。
A4: 通帳等をご確認いただくか、借換前の金融機関までお問い合わせください。
Q5: 前年以前の申告を忘れていたことに気がつきました。
A5: 最寄りの税務署にご相談ください。
Q6: 税務署から電子通知で申告書が交付されました。紙で提出する場合はどうすればよいですか？
A6: ORカード付証明書等作成システムを使用し、取得した電子データを読み込みをすると、書面で出力が可能です。